

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 25
2022 年 12 月

2022 年 12 月 21 日（水）、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 8 回口頭弁論が行われました。開始時間が平日 15 時ということではなかなか来にくい時間帯のせいか、傍聴は 25 名ほどでした。

■土壌調査結果に対する国と東電の主張に対する反論

昨年 1 月、原告は一審にはなかった新たな主張「避難元居住地の土壌汚染状況」に関する書面を提出しました。「ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクト（東京）」に依頼し、原告の避難元居住地で土壌調査を行った結果をまとめたものです。これに対し、国や東京電力は「調査方法が明らかではない」「換算方法が不明」「機器がパンフレットに掲載されていない」「土壌調査に適した機器かどうか明らかではない」という主張をしてきました。これに対して、今回原告側は証拠となる写真や計算式などを提出したほか、1 月末までにさらに細かい主張を提出する予定です。

ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクトが使用している機器は「ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ株式会社（放射線測定装置の世界的なメーカー）」の「CJ-NAI」という食品放射能測定装置です。東京電力は、「機器がキャンベラ社のパンフレットに記載されておらず、その性能等も明らかではない」と主張してきたため、原告側はパンフレットに記載されている証拠や機器の仕様を伝えたそうです。このやりとりが気になり、自分でもネットでちょっと調べたのですが、すぐにキャンベラ社のパンフレットに「CJ-NAI」を見つけました。東京電力はどうして「記載されていない」と主張したのか、かえって気になりました。

■原告の意見陳述

この日意見陳述を行ったのは、栃木県那須町から北海道へ避難された

方でした―自宅は福島県境から 1 キロ弱のため日常の生活圏は福島県だったが、国や東京電力は避難指示も賠償も県境で仕切り、放射性プルームによる那須町の汚染状況が明らかになっても対応は変わらない。自宅が那須町の重点汚染調査地域に指定されたことで表土除染は町が行ったが、汚染土は今も敷地内に放置されたまま。避難後自力で生活再建を行ってきたが、那須町の汚染された土地や家屋は当時のままで今も解決できていない―

原発事故から 11 年過ぎてもいまだに諸問題を解決できない原発被災者はこの事態を拭い去ることのできないまま時が経ち、不安な日々を過ごしています。
(意見陳述より)

意見陳述を聞いて感じたのは、原発事故被害に対する支援や賠償の対象地域の決め方・考え方そのものへの不条理さ、不誠実さでした。

■今後の裁判

最高裁判決をうけて、「国の責任論」についての全国統一の原告側の主張がまとめられているそうです。年明けにも、他の裁判で書面が提出され、その後、北海道も含め各地の裁判でも提出されていくのだと思います。内容までは今回わかりませんでしたが、今後説明があった時には、お知らせしたいと思います。

また、裁判の前日の 12 月 20 日（火）、文科省から中間指針第五次追補が公表されました。これまでの各地の裁判結果や ADR などを踏まえて賠償を見直す、というものです。この年末に突然どうしたのだろう、という印象でした。文科省の見直しを受けて、東京電力がどう対応するのかは 2023 年 1 月中に示されるようです。この件は裁判後、弁護士会館での報告会でも話題になりましたが、この見直しが裁判にどう影響するのか、影響があるのかないのかも現時点ではわからないため、東京電力の対応も含め今後の動向を見ていく必要があるようです。

次回、控訴審第 9 回口頭弁論期日は、2023 年 3 月 29 日（水）15 時からです。

傍聴人 金榮知子